

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

令和4・5年度の保険料率（保険料が変わります。）

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県で均一となります。
- ・令和4・5年度は保険料の見直しがあり、均等割額は50,600円から54,000円に、所得割率は9.95%から10.26%に変更されます。
- ・保険料の上限額が64万円から66万円に変更されます。



※合計所得金額が2,400万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円超で基礎控除額が0円になります。

今回の見直しでは、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者になることで、被保険者が増加し、それに伴う医療給付費の急激な増大により大幅な保険料の上昇が見込まれましたが、財源不足に備えて積み立てている基金などを活用して上昇幅を抑えた結果、上記の保険料率となりました。被保険者の皆様にはご負担おかけしますが、誰もが安心して十分な医療を受けられるよう、ご理解ご協力をお願いします。

所得が低い方への均等割額軽減

世帯の総所得金額等（※2）の合計額で判定を行い、基準額を超えない方が対象となります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + (10万円 × (給与・年金所得者の数(※1) - 1)) 以下	7割	16,200円
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者の数(※1) - 1)) 以下	5割	27,000円
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者の数(※1) - 1)) 以下	2割	43,200円

軽減判定は該当年度の4月1日（新たに制度の対象になった方は資格取得時）における世帯状況により行います。

※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の方の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295

保険証は正しく使用しましょう

健康保険証の使用方法

医療機関では、窓口で提示された健康保険証によって資格を確認します。健康保険証は、加入資格を証明する重要な書類ですので、紛失やき損した場合は再発行の申請をお願いします。



資格を喪失した場合

- 就職などで社会保険に加入したとき
 - 社会保険の被保険者の扶養となったとき など
- 上記の場合は、国民健康保険の資格を喪失し、国民健康保険証は無効となります。必ず役場に返還してください。

また、原則14日以内に国民健康保険資格喪失の届出をしてください。

資格喪失後に健康保険証を使用してしまった場合

国民健康保険の資格を喪失した後に国民健康保険証を使って医療機関を受診した場合は、受診された医療費（総医療費の7割～8割）を町へご返還いただくことになります。

なお、返還いただいた医療費は受診日時点に加入している保険者から給付を受けられる場合があります。詳しくは受診日時点で加入されていた保険者へご確認ください。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295

地球温暖化対策関係補助事業

町では、地球温暖化対策を推進するため、次の設置費の一部を補助します。

※いずれも購入または設置前に申請が必要です（すでに購入しているものや既設のものは対象になりません）。

※受付は先着順です。早めにお申込みください。

補助事業

- ①住宅用太陽光発電システム設置事業
補助額：出力1kwあたり2万円（10万円まで）
- ②住宅用太陽熱利用システム設置事業
補助額：補助対象経費の1/5（3万円まで）
- ③生ごみ処理機等設置事業
補助額：補助対象経費の1/2（2万円まで）
※町内の商店から購入したものが対象となります。
- ④薪ストーブ等設置事業
補助額：補助対象経費の1/2（20万円まで）



○町ホームページ

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002



森林の立木伐採時の届出様式が変わります

令和4年4月より 森林の立木伐採時の届出様式が変わります



- ☑これまでの「伐採及び伐採後の造林の届出書」は「伐採計画書」および「造林計画書」に分かれます。
- ☑伐採が完了したときは（皆伐後）「伐採に係る森林の状況報告書」伐採後の造林が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務付けられます。



近年、全国的に森林の皆伐*が増えています。一方で、皆伐後の再造林面積は約3割と低い水準で、林業に適しているにも関わらず、皆伐後、再造林されずに放置されている場所もあります。豪雨時には、このような場所や、粗雑に作設された集材路（伐採した材を集めて搬出する道）から土砂が流出する危険があります。

災害を未然に防ぐためにも、町で伐採や造林の状況を把握する必要があります。立木を伐採する際には町への届出をお願いします。

新しい様式は、農林振興課またはホームページで取得できます。詳しくは、農林振興課までお問合せください。

※皆伐とは：一定のまとまった区間の本を全て伐ってしまうこと

問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136